

■小規模保育事業所の選定について

1 事業目的及び必要性

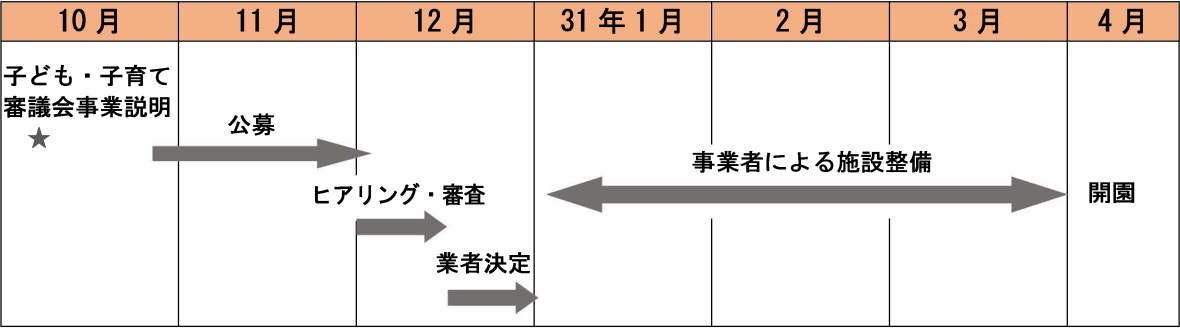
清須市の保育サービスの拡大と増加する地域の3歳未満児の保育ニーズに対応するため、民間事業者を公募し、小規模保育事業施設を整備する。

2 小規模保育事業公募の概要

小規模保育施設とは、0歳から3歳未満児を対象とした定員が6人以上19人以下の少人数で保育を行う施設です。

- (1) 募集地域：西枇杷島地区
- (2) 募集施設数：1施設 ※賃借物件を想定
- (3) 定員規模：15名～19名
- (4) 定員構成：0歳児（3人以上）≤1歳児（6～8人）≤2歳児（6～8人）
- (5) 事業種別：小規模保育事業A型（保育従事者の全員が保育士資格所有者）又は小規模保育事業B型（保育従事者の半数が保育士資格所有者）
※保育の質が高い小規模保育事業A型を実施する場合は、審査時に加点する。

3 事業スケジュールについて



10月下旬～11月下旬	公募期間
12月上旬～12月中旬	事業者選定（ヒアリング等）
12月下旬	選定結果通知・事業認可通知
平成31年4月	開園

4 事業者選定方法

選定委員会を設置し、委員による書類審査を実施し、応募条件に合致するかどうか判断を行い、事業者を選定します。また、審査にあたり、事業者にプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

- (1) 選定委員
学識経験者、市民代表、行政関係者の5名を予定
- (2) 選定基準
選定における審査項目は以下のとおりとし、審査点の最も高いものを候補者とする。

①事業の基本方針 ・事業者の概要 ・運営の基本理念 など	②計画の妥当性 ・収支計算書の妥当性 ・事業スケジュール など	③食事の提供 ・給食提供体制 ・アレルギー対応 など
④経営の安定性 ・事業者の経営状態 ・事業の計画性 など	⑤事業の運営方針 ・職員確保、体制 ・保育の方針 など	⑥事業の運営施設 ・保育室及び設備 ・周辺環境 など